

少数株主保護に関する上場制度の見直し等に係る「有価証券上場規程」等の一部改正について

2026年7月3日
株式会社名古屋証券取引所

I. 改正趣旨

当取引所は、「有価証券上場規程」等の一部改正を行い、本年7月15日から施行します。

今回の改正は、支配的な株主を有する企業において、少数株主保護に中心的な役割を果たす独立社外取締役の独立性・実効性向上を図る観点から、取締役選任議案に対する少数株主の賛否割合等の開示の義務化や独立性基準の見直し等を行うものです。

あわせて、2025年6月に「円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律」（令和7年法律第67号。以下「早期事業再生法」といいます。）が成立したことに伴い、所要の見直しを行うものです。

II. 改正概要	(備 考)
1. 少数株主の賛成割合等の開示	
① 対象会社	
- 株主総会の基準日時点で、以下に該当する上場会社が対象です。 - 親会社を有する会社 40%以上の議決権を保有するその他の関係会社を有する会社 - 主要株主であって、当該主要株主と次に掲げる者の保有分を合わせて、40%以上の議決権を保有する株主を有する会社 - 当該主要株主の二親等内の親族 - 当該主要株主及び二親等内の親族が議決権の過半を保有する会社等（資産管理会社等）	有価証券上場規程（以下「規程」という。）第412条の2第1項、有価証券上場規程施行規則（以下「施行規則」という。）第411条の2第1項
② 開示内容	
- 株主総会における取締役の選任議案（会社提案議案に限ります）に関して、以下の開示を行うものとします。 (a) 株主総会后、遅滞なく - 株主総会后遅滞なく、以下の内容について開示するものとします。 - 各取締役の選任議案に対する少数株主の賛成、反対及び棄権の議決権の数並びに賛成の割合 - 少数株主から除外した株主 - 少数株主の50%超の賛成票が得られなかった議案があったと認める場合、以下の内容についても併せて開示するものとします。 - 取締役会として、少数株主の反対理由や原因の把握・理解のためにどのような対応を行うか（株主との対話の方針など）	- 規程第412条の2第1項 - 規程第412条の2第1項第1号及び第2号、施行規則第411条の2第2項 - 規程第412条の2第1項第3号

(b) 株主総会後 6 か月以内

- ・ (a)において少数株主の50%超の賛成票が得られなかった議案があった旨を開示している場合、当該株主総会後 6 か月以内に、以下の内容について開示するものとします。
 - 取締役会として、少数株主の反対理由や原因の把握・理解のためにどのような対応を講じたか（株主との対話の実施状況など）
 - 株主から得られたフィードバックの概要
 - 取締役会としての追加的な施策を講じるか（講じない場合にはその理由）、施策の方針（取組みの内容、実施時期等）、その実施状況

・ 規程第412条の 2 第 2 項

2. 独立役員の独立性基準・開示の見直し

① 独立性基準の拡充

(a) 主要株主

- ・ 以下に該当する場合、独立役員の要件を満たさないものとします。
 - 上場会社の主要株主及びその近親者
 - 上場会社の主要株主の業務執行者に該当する者若しくは最近において該当していた者及びその近親者
 - 上場会社が主要株主である先の業務執行者に該当する者若しくは最近において該当していた者及びその近親者

・ 施行規則第212条第 4 項第 6 号 f 等

(b) その他

- ・ 以下に該当する場合、独立役員の要件を満たさないものとします。
 - 上場会社の親会社の監査役に、過去10年以内において該当していた社外取締役及びその近親者
 - 上場会社の親会社の会計参与に、過去10年以内において該当していた社外取締役又は社外監査役及びその近親者

・ 施行規則第212条第 4 項第 6 号 b 等

② 属性情報の記載の拡充

- ・ 以下に該当する社外取締役及び社外監査役について、独立役員届出書等において、該当状況及びその概要の記載を求めるものとします。
 - 上場会社の株式を政策保有株式として保有している先の業務執行者に該当する者若しくは過去10年以内において該当していた者
 - 上場会社が株式を政策保有株式として保有している先の業務執行者に該当する者若しくは過去10年以内において該当していた者

・ 施行規則第413条第 1 項第 6 号 i 等

3. 早期事業再生法に関する見直し

① 適時開示

- ・ 上場会社は、対象債権者集会における権利変更議案の決議が全員合意により成立した場合又は当該決議が多数決により成立し、裁判所によって当該決議の認可が決定された場合、直ちにその内容を開示するものとします。

・ 規程第402条第2号mの2、施行規則第402条第7号の2等

② 上場維持基準に係る改善期間の取扱い

- ・ 各市場区分の純資産の額に関する上場維持基準に適合しない状態となった場合であって、早期事業再生法に基づき、基準に適合することを計画しているときは、改善期間を1年ではなく、当取引所が認める期間とします。

・ 施行規則第501条第9項第1号c等

4. その他

- ・ その他所要の改正を行います。

Ⅲ. 施 行 日

- ・ 2026年7月15日に施行します。
- ・ 1. に関しては、2026年12月1日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会の日から適用します。
(当該適用日以降に開催される株主総会で決議された取締役選任議案から適用します。)
- ・ 2. に関しては、2026年12月1日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会の日翌日から適用します。
(当該適用日以降に在任する社外取締役及び社外監査役に対して適用します。)
- ・ 3. に関しては、2026年12月11日（円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和7年法律第67号）の施行の日）から適用します。

以 上